

議会運営委員会委員長不信任決議（案）

議会運営委員会委員長 中島廣義議員は、平成25年12月24日開催の議会運営委員会において、予算決算委員会の流会に係る善後策の協議に際し、長崎県議会会議規則第31条の「審査の懈怠」に関する自民党会派・公明党会派の恣意的な解釈を許し、これを是正しないばかりか、一方的な強行採決により同条を適用し、予算決算委員会の審査を省略して本会議で審議することを決定した。

このことは、法定手続にのっとり適正な議会運営を行うことを最大の旨とする議会運営委員会委員長の職責を汚すばかりか、瑕疵ある手続であっても多数決で決定すればまかり通るとする議会運営の暴挙であり、議会制民主主義において厳しく糾弾されなければならない。

すなわち、このような強引で不正義な運営のあり方は、県議会の混乱と信用を大きく失墜させる行為であり、到底看過することはできず、もはや委員長としての任に値しないと判断せざるを得ない。

よって、長崎県議会は、中島廣義議員を議会運営委員会委員長として信任しないことを決議する。

平成25年12月25日

長崎県議会